



マイナンバー制度がはじまります マイナンバー・法人番号が通知されます

ご注意ください

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から手続を求めることはありません。

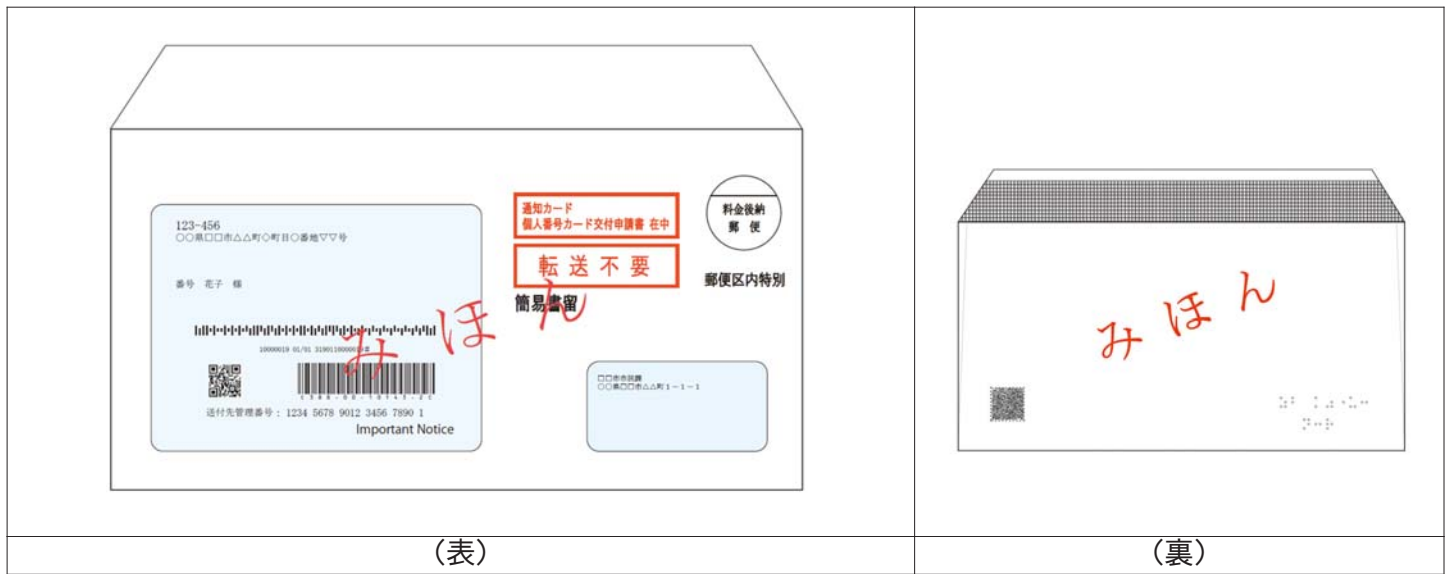
マイナンバー制度の開始に伴い、町民のみなさま一人ひとりにマイナンバー（個人番号）が通知されます。

10月中旬以降、世帯ごとにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

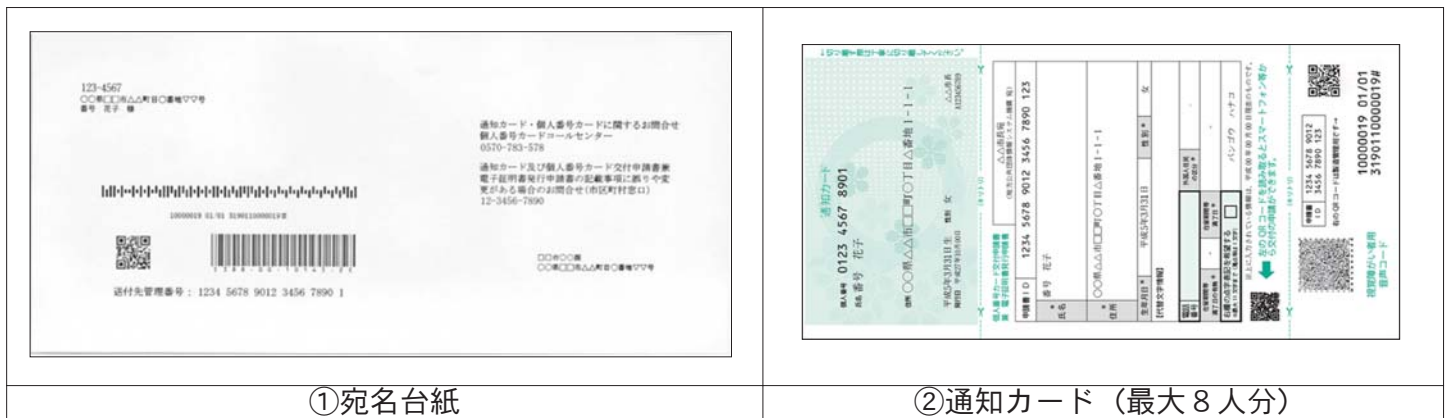
※通知カードの郵送は簡易書留（ポストへの投函ではなく、郵便局員による手渡し）により行い、世帯への確実な交付を行います。届いた封書には個人ごとの通知カードのほか、説明用のパンフレット、個人番号カードの申請書類が入っています。

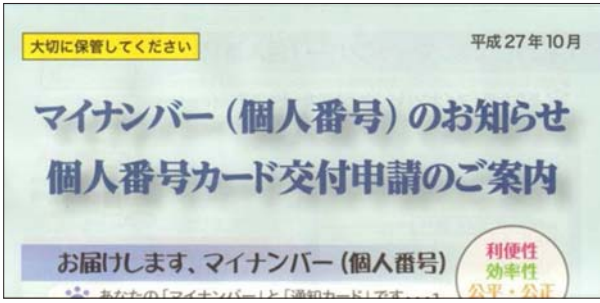
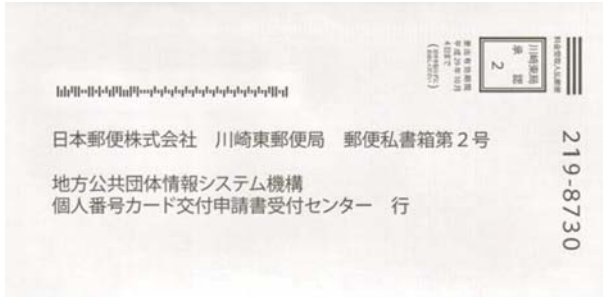
封筒のデザイン、同封される送付物は次のとおりです。

【封筒のデザイン】



【同封される送付物】 ※送付物はデザイン等が変更となる場合があります。



	
③説明用パンフレット（8ページ三つ折）	④返信用封筒

【マイナンバーの取扱いについて】

提供を求められることができる者(国の行政機関や地方公共団体、勤務先など)以外は、マイナンバーの提供を求めてはならないとされています。

マイナンバーをみだりに他人に知らせないようにしましょう。(Facebook、LINE、TwitterなどのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)への掲載もしてはいけません。)

【通知カードの利用について】

平成28年1月以降、職場や行政手続などの際にマイナンバーの提示を求められることとなります。通知カードは、あなたの「マイナンバーを証明する書類」として利用することができます。

記載されている氏名、住所等に誤りや引っ越しなどによる変更がある場合には役場住民課(2-6182)までご連絡下さい。

【法人番号の通知について】

平成27年10月から、法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。番号の通知後、法人番号は、原則としてインターネット(法人番号公表サイト)を通じて公表します。

法人番号は、

- 1 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人
- 2 国の機関
- 3 地方公共団体のほか
- 4 これら以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体

に指定します。これらの法人については、特段、届出手続等を要することなく、国税庁長官が法人番号を指定します。

マイナンバーに関する疑問・質問は【マイナンバーコールセンター】へ
【日本語窓口】

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

【外国語窓口 in English、Chinese、Korean、Spanish、Portuguese】

0570-20-0291 (全国共通ナビダイヤル)

受付時間：平日9時30分から17時30分まで(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。